

あいけあセンター介護予防・日常生活支援総合事業

第1号通所事業利用基本契約書

みえなか農業協同組合の第1号通所事業サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

第2条（サービスの種類と変更）

- 1 事業者は利用者に介護給付の対象となる第1号通所事業サービスを提供します。
- 2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。
- 3 サービスの種類又は内容を変更する場合には、「変更合意欄」に必要事項を記載し、記名押印のうえで、変更内容に係る別紙を追加して添付します。

第3条（通所介護計画書の作成、交付）

- 1 事業者は利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて解決すべき課題の把握を行うとともに、利用者の「ケアプラン（介護予防サービス計画）」に沿って「第1号通所事業計画書」を作成します。
- 2 事業者は「第1号通所事業計画」を作成・変更した場合は利用者に説明し同意を得た上で「第1号通所事業計画書」を交付します。

第4条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定終了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、本契約は同じ内容で更新されるものとし、その後も同様とします。
- 2 利用者から更新拒絶の意思表示がされた場合は、事業者は、利用者の必要に応じ、他の業者の情報を提供するなどの措置をとります。

第5条（利用者負担金）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、別紙（重要事項説明書）に記載するとおりとします。また要介護度別に定められている介護保険給付限度額を超過する場合の各種サービス利用分については、全額自己負担となります。
- 2 利用料金の支払いは、月末締切の翌月25日（ただし、25日が休日の場合は翌営業日とする）とし、原則として、契約者（または代理人）名義の当JA貯金口座振替（貯金口座振替依頼書に基づく）で処理させていただきます。

第6条（キャンセルについて）

サービスの利用を中止する際には、すみやかに当事業所までご連絡ください。キャンセル料については、別紙（重要事項説明書）に記載するとおりとします。

第7条（サービス提供の記録等）

事業者は、サービスを提供した際には、提供日、サービス内容等必要な事項についての記録を行い、それを2年間保管します。利用者もしくはその代理人はいつでも前記の記録の閲覧・複写を求めることができます。

第8条（守秘義務等）

- 1 事業者はサービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する個人情報については、利用者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。
- 2 前項に関わらず、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

第9条（苦情の対応）

- 1 利用者及び家族は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てがあつた場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は苦情の申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取扱いをすることはありません。

第10条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合、この契約は終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により利用者が自立と判定された場合
- (3) 第4条の規定により更新拒絶の意思表示がされた場合
- (4) 第11条、第12条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第11条（利用者の解約権・解除権）

- 1 利用者は、事業所に対しいつでも7日間以上の予告期間をもって契約を解約することができます。
- 2 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。
 - (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が、守秘義務に違反をした場合
 - (3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

第12条（事業者の契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、文書により本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) サービス利用料の支払いが3ヶ月以上滞納し、相当期間を、定めた催告にもかかわらず、その期間内に支払いがない場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者および介護支援専門員の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約の目的を達することが困難となった場合

第13条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに家族等に連絡し、必要な措置を講じます。
- 2 前項において事故により利用者又はその家族の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、事業所に故意、過失がない場合は、この限りではありません。
- 3 前項の場合、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

第14条（表明保証）

利用者・上記代筆者または事業者は、現在および将来において、次の事項について表明し保証します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団等」という。）ではないこと
- (2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有しないこと
- (3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有しないこと
- (5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと
- (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと

第15条（本契約の解除）

利用者・上記代筆者または事業者が前条各号に違反する場合、あるいは利用者・上記代筆者または事業者（それらの役職員を含む）が次の各号に該当した場合には、当該利用者・上記代筆者または事業者の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方は本契約または本契約に付随する契約、その他合意の全部もしくは一部を解除することができます。

(1) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合

(2) 相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合

第16条 (免責)

前条の規定に基づき解除をされた利用者・上記代筆者または事業者に損害が生じたとしても、相手方は損害賠償金、補償金その他名目を問わず、当該利用者・上記代筆者または事業者に対して、なんらの金員も支払う義務を負わないものとします。

第17条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

以上のとおり、契約が成立したことを証するために本契約書2通を作成し、利用者及び事業者は記名押印の上、各自その1通を保有することとします。

令和____年____月____日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

上記代筆者 (代筆者を選定した場合)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄 _____)

私は本人の契約意思を確認しました。

事業者 住 所 三重県松阪市豊原町1043番地の1 _____

名 称 みえなか農業協同組合 _____

代表者氏名 代表理事組合長 山本 清巳 印 _____